

村民だより

No. 367

平成8年 4月1日
東京都小笠原村役場
小笠原村父島字西町
電話 2-3111

平成8. 3. 1現在
住民基本台帳登録者数
世帯 1, 227
父島 1, 016
母島 211
人口 2, 294
父島 1, 872
母島 422
短期滞在者
人口 123
父島 91
母島 32

2月の気象(父島)
平均気温 16. 8℃
最高気温 23. 0℃
最低気温 9. 6℃
平均湿度 68 %
月降水量 29. 0mm

平成八年度 小笠原村予算のあらまし

平成八年度小笠原村予算は、平成八年第一回小笠原村議会定例会において、予算特別委員会の審議を経て、三月二十二日に可決されました。

平成八年度予算につきましては、平成六年度を初年度とする小笠原村第二次総合計画に掲げる将来像「世界のモデル『交流アイランド』小笠原」の実現を目標とし、「自立を目指した産業振興策の実施」「生活基盤施設の整備・更新」「福祉、医療及び教育の充実」「航空路早期開設の推進」「新集落整備の推進」などを基本として予算編成を行いました。

一般会計予算は、総額三十四億四千六十二万四千円で平成七年度当初予算と比較すると十二・二%の増になっています。

平成八年度予算の総合計画への反映状況は、裏面のとおりです。

一 般 会 計	3, 440, 624千円
国民健康保険特別会計	125, 115千円
簡易水道事業特別会計	321, 717千円
老人保健特別会計	71, 484千円
宅地造成事業特別会計	91, 838千円

【一般会計歳出予算目的別計上額】

議会費	69, 369	(2.0%)
総務費	1, 028, 461	(29.9%)
民生費	281, 975	(8.2%)
衛生費	1, 022, 351	(29.7%)
農林水産業費	114, 768	(3.3%)
商工費	73, 322	(2.1%)
土木費	387, 210	(11.3%)
消防費	9, 135	(0.3%)
教育費	168, 719	(4.9%)
公債費	268, 402	(7.8%)
その他	16, 912	(0.5%)

【一般会計歳出予算性質別計上額】

人件費	542, 303	(15.8%)
物件費	969, 270	(28.2%)
補助費	344, 861	(10.0%)
普通建設事業費	1, 122, 191	(32.6%)
公債費	268, 402	(7.8%)
扶助費	37, 927	(1.1%)
繰出金	65, 979	(1.9%)
その他	89, 691	(2.6%)

【一般会計歳入予算計上額】

(単位:千円) 構成比

村税	375, 494	(10.9%)
地方譲与税及び交付金	36, 502	(1.1%)
国有提供施設等所在市町村助成交付金	165, 345	(4.8%)
地方交付税	1, 025, 085	(29.8%)
分担金及負担金	35, 116	(1.0%)
使用料及手数料	175, 634	(5.1%)
国庫支出金	451, 179	(13.1%)
都支出金	502, 742	(14.6%)
財産収入	13, 809	(0.4%)
繰入金	240, 797	(7.0%)
村債	271, 000	(7.9%)
その他	147, 921	(4.3%)

平成8年度予算の総合計画反映状況

章	節	予算額(千円)	主 要 事 業 項 目
第1章	第1節 計画的な土地利用	34,782	扇浦地区開発基本設計・州崎地区開発実施設計
亜熱帯の自然 と共生したモ デルとなる地 域づくり	第2節 自然環境の保全と活用	24,044	環境保全施策調査、クジラ生態調査
	第3節 環境美化の推進	22,332	持ち帰り用ゴミ袋、島内美化・清掃用品、シロアリ駆除作業、薬剤散布他
	第4節 小笠原らしい景観形成	1,030	樹木移植工事
	小 計	82,188	
第2章	第1節 航空路の早期開設	23,065	各団体補助
島の特性を生 かした快適で 魅力のある生 活環境づくり	第2節 交通環境の整備	198,702	交通安全施設等整備、村道改良・整備・舗装工事他
	第3節 情報通信体制の整備	208,877	テレビ地上波放送運営費負担金、管理組合補助、シンポジウム開催経費
	第4節 良好な住環境の整備	64,832	静沢宅地分譲造成工事、第五期分譲実施設計・用地買収
	第5節 上・下水道の整備	557,679	静沢中継ポンプ場築造、送配水管取替工事、処理場管理棟改良工事(改)他
	第6節 廃棄物対策の充実	105,793	ゴミ処理実施計画策定、ごみ会議開催経費他
	第7節 消防防災体制の充実	61,433	河川改修工事他、防災訓練実施、備蓄品購入
	小 計	1,220,381	
第3章	第1節 活力ある農業の振興	90,866	農業者研修補助、農業経営基盤強化、農用地購入
観光と農漁業 が連携した活 力ある産業づ くり	第2節 安定した水産業の展開	13,999	シマアジ稚魚放流事業、漁業者研修補助他
	第3節 魅力ある観光拠点の整備	—	沖港前浜整備検討、マリーナ等整備要望
	第4節 観光客受入れ体制とPR活動の充実	14,966	観光宣伝事業委託、観光事業費補助、案内板設置他
	第5節 親しまれる商業地の整備	8,626	駐車場整備、先進地研修実施
	第6節 消費生活の保護・充実	—	消費者意識高揚のための広報等
	小 計	128,457	
第4章	第1節 健康づくりの推進	1,119	健康教育事業、研修実施、健康づくり地域推進協議会の設置検討他
長寿社会に即 したやさしさ のある社会づ くり	第2節 医療体制の充実	44,093	診療所改修、医療機器購入
	第3節 高齢者対策の充実	24,970	成人病ドック実施、ホームヘルパー実施経費、老人クラブ運営費補助
	第4節 地域福祉の推進	82,147	地域福祉センター用地購入、ボランティアのまちづくり推進事業、福祉講座
	第5節 コミュニティ活動の充実	1,040	コミュニティ団体活動助成
	小 計	153,369	
第5章	第1節 学校教育の充実	60,633	冷房設備の設置、学校給食運営費、父・母交流学习、硫黄島慰霊参加
時代の変化に 対応した国際 性豊かな人づ くり	第2節 生涯学習の環境整備	—	生涯学習ネットワークづくり
	第3節 小笠原文化の振興	4,015	演奏会・講演会実施、文化団体補助、郷土資料収集
	第4節 村民総スポーツの推進	6,083	体育協会補助、内地遠征試合補助、母島ゲートボール場整備、駅伝大会
	第5節 国際化への対応	8,500	友好都市交流他
	小 計	79,231	
第6章	第1節 村民参加システムの確立	—	タウンウォッチング実施他
計画の実現を 図るために	第2節 広報広聴活動の充実	1,591	村民だより発行経費、くらしの便利帳作成
	第3節 効率的な行財政運営の確立	5,050	OA機器導入他
	第4節 職員の資質向上	2,411	職員研修参加実施
	第5節 関係機関への要請	—	関係機関への財政支援他
	小 計	9,052	
総	計	1,672,678	

(注) 第二次小笠原村総合計画の各項目ごとの事業内訳であり、定常的な経費は含まれないため、平成8年度予算総額とは一致しません。

東京都心身障害者 福祉センターによる 巡回相談の実施について

東京都心身障害者福祉センターによる巡回相談を左記の日程により実施する予定です。センターでは障害をもつ方の抱えているさまざまな問題について総合的に相談にあたり必要な援助を行います。なお、相談会場まで来場するのとが困難な方のために、自宅への訪問相談を実施いたしますので、相談を受けられる方は事前に村役場までご連絡下さい。

記

【母島】
四月十五日(月)
午前八時三十分～十時
母島村民会館

四月十五日(月)
午後三時三十分～五時
四月十六日(火)
午前九時～十一時三十分
両日とも父島村民会館
【問い合わせ先】
村民課住民係
二一三一三

村組織改正に伴い 産業観光課設置!!

平成八年村議会第一回定例会において、「小笠原村組織条例の一部を改正する条例」が可決されたことにより、四月から産業観光係が村民課から独立し、産業観光課として新たに発足いたしました。これは、村が自立するために村内の産業を一層充実・強化するために取られた措置です。今後とも村の充実のため、積極的に組織を見直してまいりますので、村民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

固定資産税課税台帳の 縦覧について

固定資産税は、村役場で価格を決定し、その価格に基づいて課税されます。固定資産税の納税義務者はこの価格を知るために地方税法の規程により課税台帳の縦覧をすることが出来ます。

縦覧期間は、次のとおりです。
一 期間及び時間
四月一日(月)～二十二日(月)
午前八時～午後五時(昼休み、土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

二 場所

小笠原村役場
三 縦覧できる方
村内に固定資産を所有している本人、またはその関係者(所有者の同一世帯の親族、納税管理人)です。代理等の場合は委任状が必要で

なお、平成八年度の固定資産税の納期は次のとおりとなります。
第一期 五月一日～
第二期 七月一日～
第三期 七月三十一日
第四期 十二月二日～
十二月二十五日
二月三日～
二月二十八日

平成七年度固定資産税の納期については、第一期分から第四期分の全ての納期が過ぎていますので、納めていない方はお早めに納めて下さい。

総務課税務係
二一三一
母島支所
三一二二

国民健康保険 「高額療養資金貸付制度」 が始まります

平成八年四月一日より、「高額療養資金貸付制度」が始まります。「高額療養資金貸付制度」は、国民健康保険の被保険者の方で高額な医療費がかかる世帯に対して入院治療の確保と生活の安定を図ることを目的に医療にかかる費用を貸し付ける制度です。

・対象
小笠原村国民健康保険の被保険者の方で高額療養費の受給対象となる方

・貸付金額
高額療養費として請求する金額の範囲内で貸し付けます。

・償還方法
高額療養費の支給時に償還することになります。

・申込み
高額療養費支給申請の時に医療機関の発行した請求書又は領収書を添えて申込み下さい。

申請・問い合わせ先
小笠原村村民課住民係
二一三一三

高額な医療費の一部を 国民健康保険が 負担します

病気やケガをして、病院にかかり、高額な自己負担をしなければならなくなった場合に、一定の額を超えた分は、国民健康保険が負担します。

高額療養費の支給対象となる方には、病院にかかった月の約三ヶ月後に通知いたしますので、通知書と受診された医療機関の領収書、又は請求書をお持ちのうえ、村民課住民係に申請して下さい。

・次のような場合に高額療養費が支給されます。

- ① 一ヶ月で自己負担が六三、〇〇〇円を超えた場合
同じ方が一つの医療機関で一ヶ月(月の一日～月末まで)に六三、〇〇〇円以上(住民税非課税世帯は三五、四〇〇円以上)の自己負担金を支払った場合。
② 同一世帯で合算し六三、〇〇〇円を超えた場合
同一世帯で一ヶ月に医療費として一件三万円以上(住民税非課税世帯は二一、〇〇〇円以上)を二回以上支払った場合で、医療費の合計額が六三、〇〇〇円(住民税非課税世帯は三五、四〇〇円)を超えた分について。
③ 特定疾病の場合
厚生大臣が指定する血友病、人口透析が必要な慢性腎不全などの特定疾病で、高額な治療を長期にわたり受ける病気について、国民健康保険が認定した場合は、自己負担限度額は一万円となります。ただし、この場合、特定疾病療養受給証の交付を受けることが必要です。

- ④ 高額療養費の多数該当の場合
同一世帯で一年間に六三、〇〇〇円(住民税非課税世帯は三五、四〇〇円)を超える一部負担金の支払いが四回以上あった場合、二回目からの負担限度額は三七、四〇〇円(住民税非課税世帯は二四、六〇〇円)へと、さらに軽減されます。

- ※ 高額医療費(保険診療分)の計算方法
① 月の一日から月末までの受診分を計算します。
② 総合病院などで各診療科については、それぞれ別計算とし、入院患者が別の科(歯科は除く)で受診したときは合算できます。
③ 同一病院であつても入院と通院は合算できません。
④ 保険の対象とならない差額ベッド料、付添い看護料などは支給対象となりません。
申請・問い合わせ先
小笠原村村民課住民係
二一三一三

飼犬の登録と 狂犬予防注射のお知らせ

昨年狂犬病予防法が改正され、犬の一生に一度、飼犬の登録を受けなければならないことになりました。昨年登録を受けた方は、今年登録の必要がありません。狂犬病予防注射については、これまでどおり毎年行います。また、登録を受けた犬が死亡したり、犬の飼主や飼う場所に変更があった時には必ず届け出をして下さい。

なお、登録と注射の実施日程は次のとおりです。

【日時・場所】

★母島
四月二十五日(木)
午前十時～正午まで
村役場母島支所

★父島
四月二十六日(金)
午前九時～正午まで
保健所
※ 雨天でも実施します。

【料金】

登録料 三、〇〇〇円
注射料 二、八四〇円
注射済票 四八〇円
合計 六、三二〇円
※ 釣り銭のいらぬようにお願いいたします。

【注意事項】

- ① 犬の身体を清潔にして、犬を制御できる方が連れて来て下さい。
- ② 病犬、妊娠など犬に以上がある場合は事前に申し出下さい。
- ③ 会場は犬が逃げ出さないよう、首輪はきつめにお願います。
- ④ 飼主が死んだり、譲ったりして現在飼っていない方はお届け下さい。

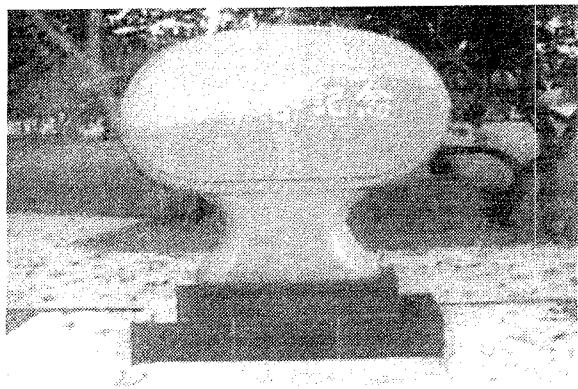
【問い合わせ先】
島しょ保健所
二一三二五

天皇皇后両陛下

父島行幸啓記念碑除幕式

三月二十日(水)午前十一時から大神山公園お祭り広場において天皇皇后両陛下行幸啓記念碑の除幕式が執り行われました。この記念碑は、平成六年二月の天皇皇后両陛下の小笠原行幸啓を記念して、記念碑建立事業実行委員会が整備を進めてきたもので、関係各位、また村民の皆様のお力添えにより今年三月に完成したものです。

当日は天候に恵まれず、雨天の中での式典ではありましたが、国、東京都、村内団体、一般住民の方々と約五十名のご参加をいただき、厳かなうちに執り行われました。実行委員長安藤村長の挨拶ののち、村議会議員長官川谷様、父島クラブ会長上田ビタ様、小笠原総合事務所長根岸勇夫様、東京都小笠原支庁長篠崎弘征様、各来賓のご祝辞をいただき、引き続き実行委員長、来賓の方々、父島クラブ会長、高校生、小中学生各代表の方々により除幕がされました。この記念碑は昭和二年の天皇陛下



父島の行幸啓記念碑

下行幸啓の記念碑と対をなす形で設置され、二つの記念碑の周辺も小笠原支庁のご協力をいただき村民皆様の思いの小笠原として整備されております。私たちはこの記念碑として守り続けるものと、天皇皇后両陛下行幸啓が生誕されえぬ感動として心に深く刻まれて行くことと確信いたします。また今後、母島・硫黄島での除幕式を予定しています。

成人病ドック結果説明会

のお知らせ

成人病ドックの結果説明会を次の日程で開催します。会場では医師、栄養士、保健婦が皆様の健診結果を説明すると同時に、健康相談も行います。

健診は病気を発見する手がかりにしたり、結果に応じて生活を見直し、結果の通知を受け取りにこまめ下さい。

母島

四月十四日(日) 午後八時～九時
四月十五日(月) 午前九時～十時三十分
いずれも母島診療所カンファレンスルーム

父島

四月十五日(月) 午後三時三十分～六時三十分
清瀬都住集会所
四月十六日(火) 午後四時～六時
奥村村民会館
※なお当日受け取りにこれなかった方の結果通知は、四月末日まで、母島診療所及び村役場住民係にてお預かりいたします。

【問い合わせ先】
村民課住民係 二二三一一三
母島支所庶務係 三一二一一一

引越しのときはご連絡を

三月は、転勤など引越しの多いシーズンです。引越しの際は、小笠原村建設水道課へのご連絡をお忘れなく！

▼引越して行かれるとき
引越の三日四日前までに使用を止める(使用中)旨を左記へご連絡下さい。メータを検針し、料金の精算をします。

ご連絡がないとその後も料金を継続してお支払いいただくことになり、引越して来られたとき、使用開始(使用開始)旨を左記へご連絡下さい。水道をご使用にならないとご使用開始日やご使用者の確認ができません。後日、料金トラブルになることがありますのでご注意ください。

※ご連絡の際は
①使用中中止日及び使用開始日
②住所
③お名前(使用者名義)
④電話番号
建設水道課 二二三一一五
母島支所 三一二一一一

連休中のごみ収集について

小笠原村では、連休中のごみ収集は、通常どおり行います。父島では、祝祭日お休みとさせていただきます。祝祭日に関する連休中については、祝祭日に関わらず、次の日も通常収集を行います。

四月二十九日(月) みどりの日
五月三日(金) 憲法記念日
五月四日(土) 国民の休日
五月六日(月) 振替休日
なお母島については、連休中も通常どおり、月・水・金に収集を行います。

指定の決められた収集日に、ステーションにお出し下さい。
産業観光課 産業観光係
二二三一一四
母島支所 庶務係 三一二一一一

⑤と⑥の一部負担金の額が代わります

四月一日から⑤と⑥の一部負担金の額が次のように代わります。
通院、カ月につき、一、〇二〇円
※ただし、医療費の額により、一、〇二〇円未満の場合があります。

入院一日につき 七、一〇円
問い合わせ先 小笠原村村民課住民係 二二三一一三

老人医療の入院時一部負担金の特例制度

⑤医療証をお持ちの方は、入院の場合、一日につき七、一〇円の一部負担金を医療機関に支払います。が、次のような方は特例制度に該当し、負担金が減額されますので、該当される方は、申請して下さい。

①住民税非課税世帯に属し、高齢福祉年金を受給している方
②人工腎臓を実施している慢性腎不全又は血友病により入院治療を受けている方
(一部負担金の内容)
①に該当される方 二カ月を限度に一日につき三百円。それ以後は無料。
②に該当される方 一カ月につき一、〇二〇円を限度

※通院の場合は、各月の最初の診療日に一、〇二〇円をお支払い下さい。
申請・問い合わせ先 小笠原村村民課住民係 二二三一一三

国民健康保険入院時食療養費標準負担額の減額認定

入院時の食事については、一日六、〇〇円を入院患者に負担していただいておりますが、住民税非課税の世帯に属する方には標準負担額の減額認定証を交付いたします。減額認定証を交付されますと、次のように負担額が軽減されます。

①住民税非課税の世帯に属する方 標準負担額一日六、〇〇円が 四五〇円
②住民税非課税の世帯に属する方で、過去一年間の入院に日数が九〇日を越えている場合 標準負担額一日六、〇〇円が 三〇〇円
③住民税非課税の世帯に属する方で、高齢福祉年金を受給している場合 標準負担額一日六、〇〇円が 二〇〇円

申請・問合せ先 小笠原村村民課住民係 二二三一一三

先進地視察研修報告会を終えて

平成七年度先進地視察研修報告会が三月十七日(日)村役場第二庁舎会議室で三十四名の方々が参加し開催されました。岩手県山田町の「鯨と海の科学館」及び宮城県牡鹿町の「おしかホエールランド」の小笠原の事例をビデオ等で開設し、小笠原の「イルカ・クジラ博物館建設要望」の実現に向けて、意欲的な報告会でありました。

先進地視察研修運営委員会 小笠原村商工会青年部

母島巡回労働相談のお知らせ

小笠原総合事務所では、毎月、「母島」において、担当職員による労働相談を実施しております。四月の相談日時等は次のとおりです。

なお、「父島」においては、随時、相談をお受けしておりますので、小笠原総合事務所までお問い合わせ下さい。

【実施日時】

四月十日(水)
午前十時から午前十一時まで

【実施場所】

母島村民会館 二階和室

【相談内容】

労働条件(賃金、労働時間、安全衛生等)

労災保険(加入、労災給付等)

求人求職(求人求職申込)

雇用保険(加入、失業給付等)

【問い合わせ先】

小笠原総合事務所業務課
二二二〇二

春の全国交通安全運動

四月六日から四月十五日までの十日間、春の全国交通安全運動が実施されます。

ありがとうございます

笑顔でかわす良いマナー

この標語が安全運動中のメインスローガンとなります。

この運動は村民及び来島者の一人一人が「交通の安全と円滑」を心掛け、正しい交通ルールと思いやりの交通マナーを習慣づけることにより、交通事故の防止を図ろうとするものです。

期間中、小笠原警察署と小笠原交通安全協会とで次の行事を予定しています。

【父島】

高齢者ドライバークラス

四月七日(日)

午後二時～三時三十分

洲崎自動車コース

【母島】

一般講習実施日

四月五日(金)

小笠原警察署

小笠原交通安全協会

平成八年度 都営小笠原住宅(父島)の 空家使用者募集のお知らせ

この住宅は、小笠原諸島へ帰島を希望する旧島民の帰島促進や小笠原諸島の住民の生活の安定及び福祉の向上を図るための住宅です。

【空家住宅】

☆対象

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで発生する空家住宅

☆住宅使用料
一五、六〇〇円～
四二、五〇〇円

【申込資格】

次の①～⑥のいずれかに該当する方で③～⑥の要件すべてを満たしている方

①旧島民のうち復興開発計画に定める帰島計画に従って小笠原諸島に永住するために帰島を希望する方。

②申込日現在、小笠原諸島に住所を有する方。

③独立の生計を営んでいる方。

④現在同居しているか、又は同居しようとする方がいる方。

⑤住宅に困ることが明らかな方、又は現在住宅に困っている方。

⑥一ヶ月以内に全員が入居できる方。

【申込用紙の配付】

次の所で平成八年四月十五日から四月二十六日まで配付します。

①小笠原支庁土木課住宅係

②母島出張所

【申込方法】

申込書を平成八年四月十五日から四月二十六日まで小笠原支庁土木課住宅係へ持参して下さい。

【抽選予定】

平成八年五月三十一日(金)

【入居予定】

空家発生時

【問い合わせ先】

小笠原支庁土木課住宅係

二二二二三

都立小笠原高校図書室 一般開放のご案内

小笠原高校では、図書室の開放及び図書の出し入れをしています。本年度も左記の要領で実施いたします。お気軽にご来校のうえご利用下さい。

水曜日

午後五時～七時

第一・三・五土曜日

午後二時～五時

ただし、休日にあたる水曜日と土曜日(毎月第二・四土曜日を含む)、夏季、冬季、春季休業中及び本校が必要に応じて指定する日は、ご利用いただけませんのでご注意ください。

なお昨年度と土曜日の開放時間が多少異なりますのでご注意ください。

都立小笠原高等学校

小笠原高校公開講座

《万葉集を考える》

【日時】

四月十九日(金) 五月十日(金)

五月二十四日(金) 六月七日(金)

六月二十四日(金) 七月五日(金)

午後七時三十分～八時三十分

【募集人数】

二十名

【実施内容】

「万葉集」という日本最古の歌集について、さまざまな角度から考え、その実像に迫る。参加者全員で工夫していきながら、少しでも真実に迫ることの充実感、考えあうことの大切さを、全員で分かちあうことを主眼とする。

なお、資料等は当方で用意いたしますが、お手持ちの万葉集のテキストがある場合それをご持参いただければ幸いです。

【講師】

長谷川 佳男

(本校国語科教師)

【会場】

小笠原高校 会議室

【申込受付】

四月三日(水)、四日(木)、五日(金)の午前九時から午後四時までの間に、電話で小笠原高校まで申し込んで下さい。

定員を越える場合は、抽選となります。

◎今年度の小笠原高校公開講座(予定)

*英会話(中級～上級)

*パソコン入門

*硬式テニス初級講座

*テニス・マシンの使って、ストロークの基本を練習しよう

九月実施予定

*アンデスの笛ケナナ教室

十一月・十二月実施予定

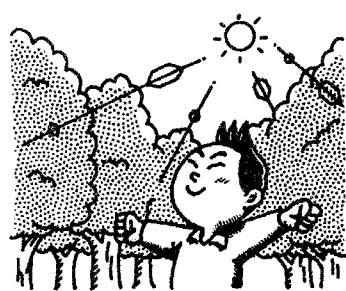
*天文入門(冬の星座)

十二月実施予定

詳しい日時、内容、申し込み方法等につきましては、「村民だより」を通じてお知らせいたしますので、ふるってご応募下さい。

都立小笠原高等学校

二二三四六



みどりの日
(4月29日)

東京都市町村民 交通災害共済

家族そろって交通災害共済
に加入しましょう

【申込】
村役場及び母島支所

【会費】
年額 大人 五〇〇円
小人 四〇〇円
(一人一口に限りです。)

【加入資格】
小笠原村内に住居登録・外国人
登録のある方

【共済期間】
平成八年四月一日～

平成九年三月三十一日
ただし、年度途中の加入の場合
は、加入申込の翌日から平成九
年三月三十一日まで

*詳しくは別紙申込書をご覧下
さい。

【問い合わせ先】
村民課住民係 二一三一三

高齢者向け郵便切手等の 無料配付について

満七十歳以上で希望される方に、
無料で一人次につき郵便切手五枚と
郵便簡五枚を配付しています。
希望される方は、期限までに申し
込み下さい。

【対象者】
申し出時に満七十歳以上の方

【受付期間】
平成八年七月一日まで

【申し込み方法】
小笠原郵便局又は母島簡易郵便
局に、生年月日を証明できる資料
を提示し、所定の用紙に必要事項
を記入して申請して下さい。

【問い合わせ先】
小笠原郵便局 二一二一〇一

父島 村民無料ホエール ウォッチングのお知らせ

小笠原ホエールウォッチング協
会(OWA)では、加盟船主のご
協力をいただき、今年も村民の皆
さんを対象に無料ホエールウォッ
チングを企画しました。

【実施日】
四月七日(日) 午後

【定員】
申込先着順一五〇名

【申込方法】
OWA事務所に村民である証明
(運転免許証、健康保険証等)を
提示のうえ、チケットを受け取っ
て下さい。

小笠原ホエールウォッチング協会
二一三二一五

自動車運転免許 試験について

小笠原警察署では、本年十月か
ら十一月にかけて自動車運転免許
試験を予定しています。

免許の種類は、大型・大型特殊・
普通・自動二輪(中型)の四種類
です。試験の実施に伴い、あらか
じめ受験者数を把握する必要があ
りますので、受験希望者は

四月二十八日
午前九時～午後三時

小笠原警察署(交通安全協会へ)

に仮申し込みをして下さい。
なお、仮申し込み用紙について
は、警察署とまるとひ商店に用意し
てあります。

小笠原交通安全協会
二一二一〇一

東京都内の最低賃金の お知らせ

「守ってね時間・約束・最低賃金」

東京都最低賃金
(平成七年十月二十六日発効)

日額 五、一四四円
時間額 六五〇円

産業別最低賃金
出版業

(平成八年一月七日発効)

日額 五、六六六円
時間額 七一三円

鉄鋼業
(平成八年一月五日発効)

日額 五、七〇一円
時間額 七二六円

一般産業用機械・装置製造業
(平成八年一月二十四日発効)

日額 五、六五一円
時間額 七二七円

電気機械器具、精密機械器具製
造業
(平成八年一月二十二日発効)

日額 五、六四九円
時間額 七二一円

自動車・同附属品製造業
船舶製造・修理業、船舶機関製造業

航空機・同附属品製造業
(平成七年十二月三十日発効)

日額 五、六五〇円
時間額 七二七円

各種商品小売業
(平成八年二月十七日発効)

日額 五、五八六円
時間額 七〇〇円

(注)次の賃金は最低賃金額に算
入されません。

①精皆勤手当、通勤手当及び家族
手当

②臨時に支払われる賃金

③賞与など一ヶ月を超える期間ご
とに支払われる賃金

④所定時間外労働、所定休日労働
及び深夜労働に対して支払われ
る賃金

【問い合わせ先】
小笠原総合事務所業務課
二一二一〇二

げきあそびをあそぼう!

毎月子どもたちとがらくたげき
あそびをしている『ちいさいげき
じょうタマテバコ』が、東京から
素敵なゲストを迎えて、楽しいイ
ベントを開きます。お友だちをさ
そってぜひ来て下さいね。

*公演
四月二十六日(金)

午後七時

父島村民会館にて

*小学生げきあそび

四月二十七日(土)

午前九時三十分

いづれも父島村民会館にて

*幼児げきあそび

四月二十七日(土)

午後三時

清瀬都住集会所にて

詳しくは、四月二十日(土)の
がらくたげきあそびの時およびポ
スターにてお知らせします。

連絡先 西田 二一三七八一

おはなし会へようこそ

四月のおはなし会は第二土曜日、
四月十三日です。どんなお話が飛
び出すかお楽しみに!!
どうぞみなさんでおいで下さい。

【日時】
四月十三日(土)

児童の部
午前九時三十分～十時

幼児の部
午前十時三十分～十一時

【場所】
父島村民会館B C会議室

【問い合わせ先】
二一三〇七六 平田まで



四月に入るとザトウクジラの来
遊シーズンもそろそろ終わりに近
づき、小笠原の沿岸ではこの時期
になると体長四～五mの生まれて
間もない子クジラの姿を見る機会
が多くなります。一般的に繁殖場
ではシーズンの終盤になると若い
クジラたちはすでに繁殖場へと出
発してしまひ、子育てをする群が
最後のほうまで残っていると考え
られています。この親子連れの群
もいづれは餌の豊富な北の索餌場
へと旅立っていくのですが、小笠
原にやってくるザトウクジラたち
は一体どこまで餌を食べに行くの
でしょうか。近年の個体識別調査
によつては残念ながら小笠原に来
遊するザトウクジラがたくさん集
まるような索餌場は見えてきてい
ませんが、捕鯨時代に行われた標
識による調査結果からは幾つかの
情報を得られています。標識鯨
による調査は一九五〇～一九六〇
年代にかけて行われたもので、小
笠原諸島の近海で標識鯨を打ち込
まれた個体がアラスカ半島の先端
部に位置するウナラスカ島の周辺
で一頭捕獲されています。また、ウ
ナラスカ島の沿岸で標識された個
体が、沖縄海域で六頭捕獲された
記録もあります。これらの情報は
冬季に小笠原や沖縄に来遊するザ
トウクジラの索餌場を示す貴重な
データとなっており、ウナラスカ
島を含むアリューシャン列島沿岸
の海域は間違いなく索餌場の一部
となつていふことが分かります。今
後も辛抱強く調査を続け、ぜひとも
小笠原にやってくるザトウクジラ
のメインの索餌場をつきとめたい
ものです。

次のような遊びは禁止されています。

- ① アクアラングを使って魚、サンゴ、貝類などの水産動植物をとること。
- ② 水中銃を使って水産動物をとること。
- ③ あおうみがめや、その卵をとること。
- ④ 造礁サンゴをとること。
- ⑤ ひきなわ（トロリーリング）はできません。
- ⑥ 以下の生物は、漁業権の侵害になるのでとれません。



イセエビ



セミエビ



シヤコガイ



スイジガイ



フモガイ



ホラガイ



ハチジョウダカラ



ホンダカラ



マルサザエ



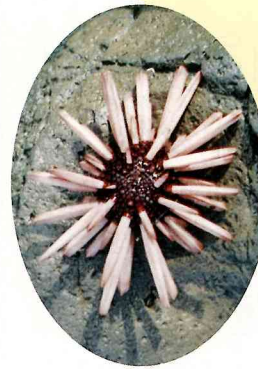
タケノコガイ



ウミウサギ



シラヒゲウニ



ミツカドパイプウニ

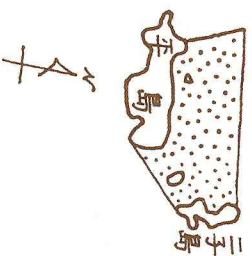
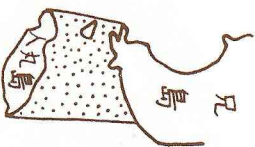
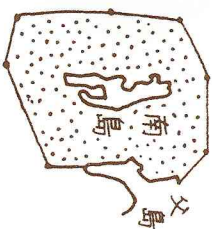
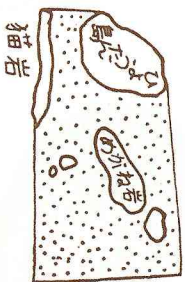
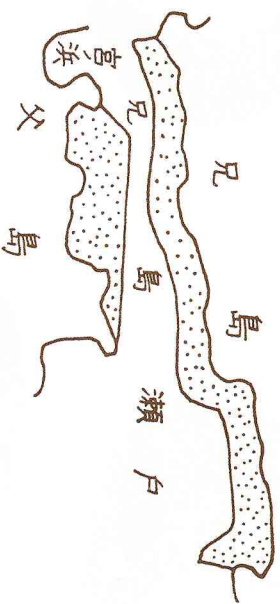
ミツカドパイプウニは、7月1日から8月31日までの2ヶ月間とはとることができません。なお、期間外であっても、殻の巾6センチ以下の小さなものは、とれません。

次の遊びは自由にできます。

- ① 竿釣、又は手釣で魚をとること。
- ② だも網、又はさ手網で魚をとること。
- ③ おかの上から投網を打つこと。
- ④ やすで魚をとること。

(ただし、フウフランダジは使用できません。)

次の海域は、**海中公園**及び**禁止区域**になっているので、海中生物はとらないでください。



- 小さな魚は釣れても逃がしてあげましょう。
- お互い規則を守って、南海でのレジャーを楽しみましょう。

なお、詳細は、

小笠原支庁 産業課

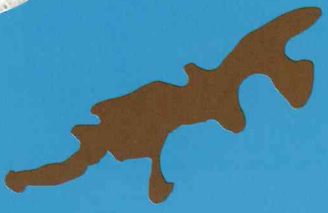
TEL. (2) 2122



小笠原

海洋レジャーについての

お願い



東京都小笠原支庁

《第7回福祉講座 グループ討論の概略》

【父島】

- ・緊急通報システムについて、関心を持った。小笠原村にもあるらしいが、よく知られていないと思う。連絡の受け皿として、24時間体制をきちんと整え、ぜひ独居老人宅のすべてに、設置してほしい。
- ・ヘルパーの人数としては、小笠原も捨てたものではないと思うが、入所や預かってくれる施設がない島なので、もっと増やしていいと思う。
- ・自分から外に出ない人と、人と接することの乏しい高齢者の人がいることが問題である。
- ・友愛訪問は、施設も必要ないし、高齢者の方にとって喜ばれるいい活動だと思う。
- ・やっぱり福祉の要になる施設がほしい。
- ・どこも行政がなかなか動かないのには、はがゆい思いがする。
- ・何をすることとはなくとも、周囲の人々が暖かく見守っている地域の関係というのはいいことだと思う。
- ・建物や施設が整わなくても、何か自分たちでできることから始めたい。
- ・24時間ホームヘルプサービスができれば、特養のような入所施設は要らないのかもしれない。（ホスピスのような施設があってもよいのではないか。）
- ・在宅福祉の重要性を強く感じた。施設があっても、入れない人、入りたくない人もいる。
- ・行政の偉い人ばかりで話しても、うまくいかない。現場にたずさわっている人や一般の人からも、広く意見を聞く場を作っていかなければ、具体的な話し合いにはならない。
- ・「やってあげる人」、「やってもらう人」の2つの立場に分かれる福祉は、気持ちよくないと思った。今現在の地域での暮らしが自然な形で高齢期につながっていくような、互いに助け合えるような関係ができるといいと思う。
- ・今の福祉は、自分が高齢になった時に、本当にうれしい福祉なのだろうかと疑問を感じた。

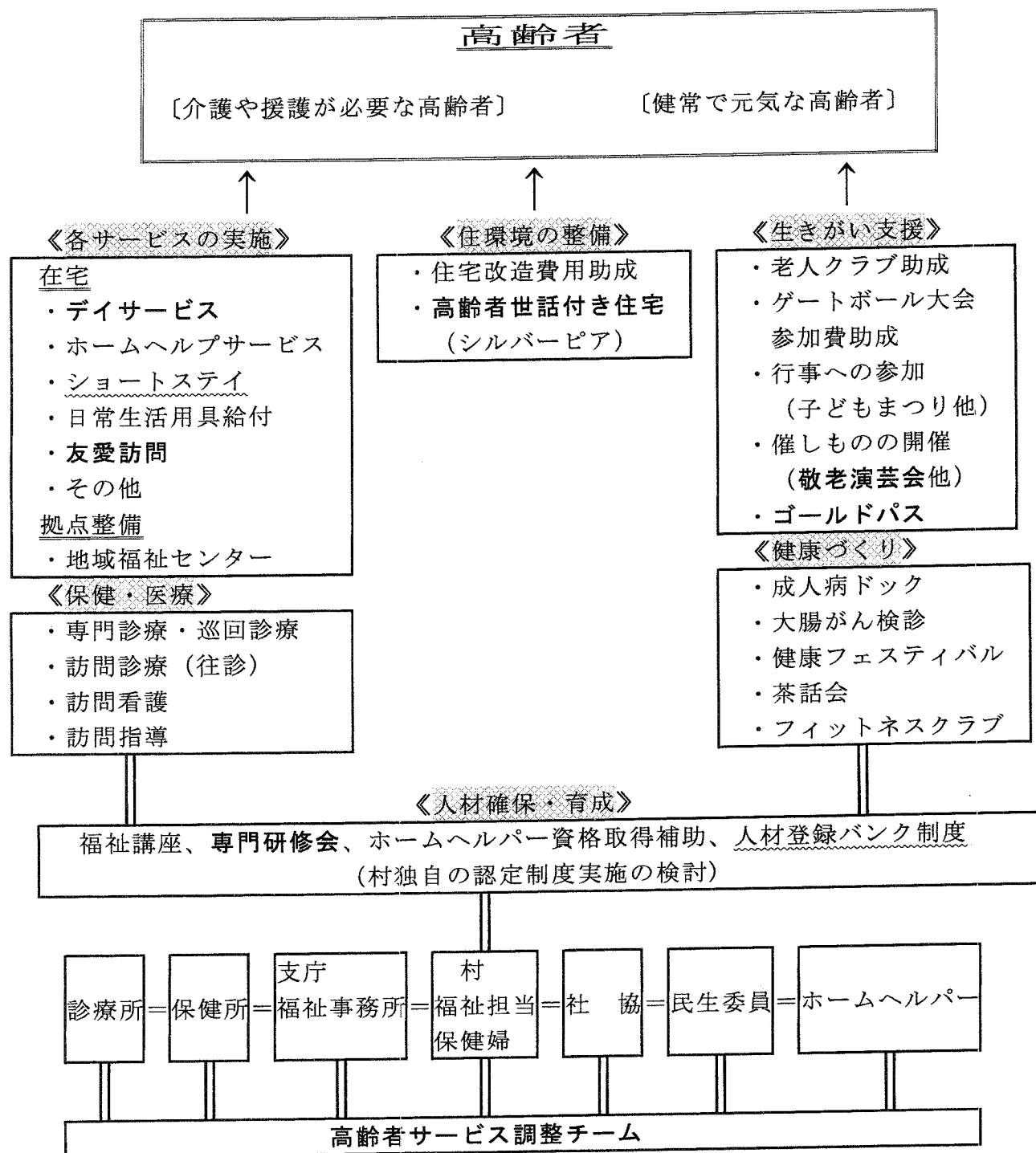
【母島】

- ・母島のように少人数で暮らしている所では、わざわざ友愛訪問をしなくても、毎日、友愛訪問のように声を掛け合える。また、身近な人同士で集まって、具体的な方法を考え実施するようなプロジェクトチームを作れば、より身軽に動き出せるという長所もある。
- ・逆に、地域が緊密なので、村の制度として友愛訪問という形になっている方が、他人の家にも入っていきやすいということもある。
- ・現在の高齢者世帯への配りっぱなしの消火器のようなサービスではなく、使い方を説明したり、指導するといった具体的な配慮のある福祉サービスが必要なのではないか。
- ・高齢者にとっては、電気調理器やガス自動消火器のような毎日の生活の中での危険を少なくすることも大切だと思う。
- ・緊急時の通報システムは、ぜひ確立させてほしい。それと同時に、そういうものがあることや夜間・休日の119の使い方などの広報も必要。
- ・診療所を充実させ、核にすることで、社協など他の組織をも巻き込んだ安心できる福祉サービスのネットワーク化が可能ではないか。
- ・講座や視察がやりっぱなしではなく、皆が活動の一步として踏み出せるような、具体的な手立てにつなげてほしい。
- ・現在の小笠原の施設や住宅においても、段差などの不便があり、バリアフリー化されていない。今後の施設づくりには、配慮してほしい。
- ・入居できる施設がないことは問題の1つだが、特養のような施設に入るまでの介護の方が大変なのだと思う。施設ができれば、そこが核となって、いろいろな在宅サービスへ広げられることもできると思う。いずれにしても、介護などに関わる人材の育成が必要。

(以上)

平成8年度事業概要

(黒太字は、新規事業。下線付の事業は、9年度以降の事業。)



問合せ：村民課住民係 樋口

TEL 2-3113

〔平成8年度新規事業〕

① 高齢者世話付き住宅(シルバーピア)設置の準備

将来、建設が予定される都営住宅の一部をシルバーピアとして整備してほしいと東京都に対し要望してきましたが、平成8年度中に、都の住宅局との話し合いを進め、その実現を確実なものにし、整備される場合の準備も並行して進めたいと思います。

(シルバーピアについての説明は、別の機会にいたします)

② 友愛訪問

一人暮らしの高齢者、高齢者夫婦の世帯を、週に2～3回訪問員が訪ね、高齢者の孤独感の解消と事故の未然防止を図る制度です。

③ ミニデイサービス

健康チェック、介護・健康相談、リクレーション、会食、散歩など、デイサービスの一部を試行的に実施します。

④ 専門研修会

ホームヘルパーを中心とした福祉サービス従事者及び従事希望者のための専門的な研修会を開催します。

⑤ ゴールドパス

70歳以上の高齢者が、ははじま丸を利用する際の船賃を、村が負担する制度です。島民割引料金を1人当り年2回分まで負担します(9月から実施予定)。

⑥ 高齢者サービス調整チームの設置

高齢者の諸問題を解決していくためには、各関係する機関の連携が必要です。施策から個別のケアの方法まで、対処するための関係機関のチームを作ります。

その他、事業実施ではありませんが、次の課題について、具体的に検討いたします。

① ホームヘルパー資格取得講習会の小笠原での開催(もしくは村独自の認定制度の創設)

ホームヘルパー養成講習の改革が行なわれ、3級課程の講習を受けるのが、事実上、困難になりました。2級課程においても、2か月間の内地滞在を余儀なくされ、受講できる方は限られてしまいます。

3級課程の講習会を島で開催するか、もしくは、村独自の認定制度を作るか、選ぶ道は多くはありませんが、村民の方の意欲に応える道を作るべく、その方法について、検討いたします。

② 24時間ケア体制づくり

入所施設がない現状の中で、各サービスを充実させても、手の届かない部分が残ります。現状の各サービスは、日中に行なわれており、夜間に援護が必要なケースの場合を想定していません。しかし、現実には夜間の対応が必要なケースは起こっています。

今後は、ますます24時間でサービスが受けられるシステムが必要になってくることが予想されます。どこで、だれが、どんなサービスを提供できるのか、しなければならないのか、そのシステムづくりを具体的に検討したいと思います。

以上の事業を実施、検討しながら、少しずつ、着実に、高齢社会に対応できる村の基盤づくりを進めて参ります。

皆様のご理解とご協力をぜひともお願いいたします。

***** TEL 2-3113

3 ページに 8 年度における主な事業の体系図を載せましたので、ご覧いただきたいと思います。また、高齢者福祉に関する各分野において、次の新規事業を実施し、高齢社会に向けた基盤づくりを推進していきたいと思っています。